神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会 会 長 金子 正 史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

平成29年5月9日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件(その5) (諮問第730号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日9時22分付けメール、同日付通知文に係る起案文書、同日13時12分付けメール、同月28日9時48分付けメールに係る起案文書、同日15時1分付けメール、同年8月5日付けメールに係る起案文書、同月8日15時29分付けメール、同日15時25分付けメールに係る起案文書、同日15時45分付けメール、同日17時43分付けメール、同月18日付けメール、同年9月9日付けメールに係る起案文書、同月12日付けメール、同月13日20時29分付けメール、同日15時7分付けメールに係る起案文書、同月12日付けメール、同月13日20時29分付けメール、同日15時7分付けメールに係る起案文書、同月14日付けメール及び同月21日付けメールを特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日9時22分付けメール(以下「A文書」という。)、同日付通知文に係る起案文書(以下「B文書」という。)、同日13時12分付けメール(以下「C文書」という。)、同月28日9時48分付けメールに係る起案文書(以下「D文書」という。)、同月15時1分付けメール(以下「E文書」という。)、同年8月5日付けメールに係る起案文書(以下「F文書」という。)、同月8日15時29分付けメール(以下「G文書」という。)、同日15時25分付けメールに係る起案文書(以下「H文書」という。)、同日15時45分付けメール(以下「I文書」という。)、同日17時43分付けメール(以下「J文書」という。)、同月18日付けメール(以下「K文書」という。)、同年9月9日付けメールに係る起案文書(以下「L文書」という。)、同月12日付けメール(以下「M文書」という。)、同月13日20時29分付けメー

ル(以下「N文書」という。)、同日15時7分付けメールに係る起案文書 (以下「O文書」という。)、同月14日付けメール(以下「P文書」とい う。)及び同月21日付けメール(以下「Q文書」という。)(以下「本件 行政文書」と総称する。)を対象文書として特定の上、B文書に記載され た特定県有施設に係る緊急連絡先情報のうち別表1の甲欄に掲げる情報に ついては個人に関する情報であり特定の個人が識別できる情報であるとし て条例第5条第1号を理由に、乙欄に掲げる情報については法人に関する 情報であり公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあ るとして同条第2号を理由に、別表1の丙欄に掲げる情報については公開 することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第5 条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」とい う。)を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、 審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

実施機関が所管する特定県有施設は、指定管理制度により運用されており、指定管理者にあっては条例第27条の規定により情報公開に努めることとされているため、当該施設の指定管理者の情報公開規程に基づいて公開申出すれば、指定管理者の役員及び職員の氏名は、職務遂行情報として公になる情報である。

また、特定県有施設の管理者は、県有施設の代表者及び代表者に準ずる 責任を持つ者であり、その氏名につき説明責任があるとともに公表慣行が あるため、条例第5条第1号ただし書イにより公開すべきである。

さらに、他自治体にあっては、同内容の公開請求に対し、電話番号の最初の3桁は公開しており、本件にあっても有意な情報であるので公開すべきである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

実施機関等は本件処分により条例第5条第2号に基づき非公開とされた情報の内容を了知し、現に迷惑電話等の架電がなされていないにもかかわらず、実施機関以外の主権者に公開すると迷惑電話等の高度の蓋然性があるとする実施機関の説明は、主権者蔑視の旧憲法的な思想の発露であり、公開請求者をテロリスト扱いするが如き違憲の所業であり到底容認できない。よって、同号には該当しない。

また、誰でも県有施設を利用することができること及び緊急夜間災害時の連絡用という目的に照らしても、利用者の生命、身体、生活又は財産を保護するため公開することが必要であるため、同号ただし書に該当する。

さらに、前記(1)と同様に電話番号の最初の3桁を公開すべきである。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に 整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会に意 見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適 合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法と して公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるも

のであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。

エ 緊急時の連絡先に関する情報

緊急時の連絡先に関する情報について、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、迷惑電話等の架電がなされる高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡先を了知している公務員や当該公務員から当該情報を聴いた者も、迷惑電話等ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。

オ 所属内での会議に関する情報

かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であ り事務事業に支障は生じない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

- (5) 本件請求の対象となる文書の特定について
 - ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、 行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関 は、文書の再検索を行っておらず不当である。
 - イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認し なかったことは公開請求権の侵害である。
- (6) 理由付記の不備について 本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。
- (7) その他
 - ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を 強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべ

きである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、 定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反す る。

4 実施機関(県民局次世代育成部青少年課)の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表1の甲欄に掲げる情報は、特定の個人の氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報のうち、県有施設である特定県有施設の管理者の氏名については、同施設のホームページ等において公にしておらず、また、公にすることを予定していることもないため同号ただし書イに該当することはなく、その内容にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

さらに、その余の情報についても、その内容にかんがみれば、同号ただ し書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1の乙欄に掲げる情報は、特定県有施設の業務に関連する法人の一般に公開されていない社用携帯電話の電話番号であって、これを公開した場合、いたずら電話や売込み等、当該法人の業務とは関係のない迷惑電話の対象となるおそれがあり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報を公開したとしても、人の生命や身体等を保護することにつながるものではないことは明らかであることから、同号ただし書には該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1の丙欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書に該当する。

ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、夜間の常勤職員・非常勤職 員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局が所管する入所者が存在する施設(以下「県民局所管入所施設」という。)の6つの施設(以下「県民局所管6施設」という。)における夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報は、施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間、緊急時の連絡先、警備委託の有無や警備員数等具体的な防犯体制に関する情報であるところ、県民局所管入所施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所が予定されている施設であり、県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務がある。

これらの情報を公開した場合、当該施設における夜間の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これらの情報を公開すると、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管 6 施設に おける防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置 の有無に関する情報

「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管 6 施設に おける防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置 の有無に関する情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質 の情報であることから、前記アと同様に条例第 5 条第 4 号柱書に該当す る。

- エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管 6 施設 における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯 訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報
 - (ア) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況 かかる情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。
 - (イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報 これらの情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容 と密接にかかわるものであり、これらの情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。
- オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管 6 施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管 6 施

設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管 6 施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記アと同質 の情報であることから、同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、 これを公開すると、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与え るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、青少年行政の総合的な企画及び調整、神奈川県青少年保護育成条例の施行、青少年施設の管理運営等を所管しているところ、本件行政文書を管理していたのは、青少年施設の管理運営事務の一環として特定県有施設及び前記各施設とは別の1施設を所管しており、特定事項の依頼を行ったほか、その施設管理の安全性を確保するという観点から、これらの施設との間で、特定事件以降に管理体制等の再確認や特定事件への対応に関する連絡を行うとともに、県民局の所属の一つとして、県民局所管の常任委員会に係る特定事件関連想定資料の実施機関該当部分を確認したためであり、実施機関は、他に直接的に特定事件に関係する業務を所管しているものではない。

したがって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書もない。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張 は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が 左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、C文書、L文書、M文書、N文書、P文書及びQ文書は特定事件の発生を受けて発出された施設の安全管理に関する通知に関わる文書であって、実施機関が特定2施設を所管し、これらの施設の所管課という観点から取得等した文書であり、D文書、E文書、H文書、I文書及びJ文書は当該特定2施設に関し特定事項が依頼されたため取得等した文書であり、F文書及

びG文書は特定事件に関し関係機関への対応や情報共有について統一的対応を依頼されたため取得等した文書であり、K文書は特定事件に関する広報関係の確認を依頼されたために取得した文書であり、O文書は実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため取得等した文書であることが認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人 が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別すること はできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれが あるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、別表1の甲欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検 計する。

当審査会が確認したところ、別表1の甲欄に掲げる情報は、いずれも 特定の個人の氏名及び当該特定の個人の自宅等の電話番号であり、個人 に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明ら かであることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アから工まで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報の同号ただし 書該当性について、以下、検討する。 当審査会が確認したところ、これらの情報は、特定県有施設の管理者及び当該特定法人の施設管理に関連する法人の担当者の氏名及びその自宅等の電話番号並びに実施機関の職員の個人用携帯電話番号であると認められ、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (1) のとおり、指定管理者にあっては条例第27条の規定により情報公開に努めることとされ、当該施設の指定管理者の情報公開規程に基づいて公開申出すれば、指定管理者の役員及び職員の氏名は、職務遂行情報として公になる情報であることから、特定県有施設の管理者の氏名は同号ただし書ア及びイに該当し、また、特定県有施設の管理者は県有施設の代表者及び代表者に準ずる責任を持つ者であり、その氏名につき説明責任があるとともに公表慣行があるため同号ただし書イに該当する旨主張する。

しかしながら、同号ただし書アに基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっているためであり、また、同号ただし書イに基づき公開を行うのは、当該情報が慣行として現に不特定多数の一般人に知り得る状態にあるか、知ることが予定されているため、これを非公開とすることにより守るべき法益が存しないためであると解される。

したがって、審査請求人は指定管理者が定める情報公開規程に基づき公開申出すれば公開されるはずであるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、かかる規程は当該指定管理者が定めたものであって法律又は条例の規定に基づくとは言えないという点で同号ただし書アの適用はなく、公開申出をした場合であっても、当該指定管理者の公開するという回答を経て初めて公にされるものであって、たとえそのすべてが公開される情報であったとしても、公開請求の時点において、既に何人にも知り得る状態にあったということはできないことから同号ただし書イの適用もないと解するのが相当である。

よって、審査請求人のいずれの主張についても採用することはできない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、別表1の乙欄に掲げる情報の同号該当性について検討する。

当審査会が確認したところ、別表1の乙欄に掲げる情報は、特定県有施設の施設管理に関連する法人の緊急連絡先の社用携帯電話番号であり、一般に公開されていない携帯電話番号であって、これを公開した場合、いたずら電話や売込み等、当該法人の業務とは関係のない迷惑電話の対象となるおそれがあり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、別表1の乙欄に掲げる情報については、同号本文に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記 3 (2) 前段のとおり主張するが、前記判断を覆すに足りるものではない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報の同号ただし

書該当性について、以下、検討する。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

この点について、審査請求人は、前記3(2)後段のとおり、別表1の

乙欄に掲げる情報を公開することが人の生命、身体等の利益の保護のために必要である旨主張するが、かかる情報は、特定県有施設の施設管理に関連する法人の緊急連絡先である社用携帯電話番号であって、これを公開することにより、人の生命、身体等の利益を保護することにつながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表1の乙欄に掲げる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これら に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非 公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含ま れるものと解される。

そこで、別表1の丙欄に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、 検討する。

ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局所管 6 施設における 夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する 情報

当審査会が確認したところ、「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、 県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警 備業務委託の有無に関する情報は、県民局所管施設毎に記載された夜間 における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間等、 具体的な防犯体制に関する情報であって、実施機関が説明するとおり、 これらの情報を公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明ら かとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に 支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記 3 (3) ア、イ及びウのとおり種々主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

当審査会が確認したところ、「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にどのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとして、防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記アと同様に、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記 3 (3) エのとおり主張するが、前記判断を覆すに足りるものではない。

ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管 6 施設に おける防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置 の有無に関する情報 当審査会が確認したところ、「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報は、その字義どおりの内容が記載されたものであり、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

- エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管 6 施設 における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯 訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報
 - (ア) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報は、防犯カメラ以外の防犯設備等の配備状況について記載されたものであり、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら防犯カメラ以外の防犯設備等に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては防犯カメラ以外の防犯設備等がない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

- (イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報
 - a 防犯訓練実施の有無に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯訓練の実施の有無に関する情報は、防犯訓練の実施の有無並びに実施した場合の時期及び概要が記載されたものであることから、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第

5条第4号柱書に該当すると判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、表中、第3欄第3項、第 5項、第6項及び第7項については、防犯訓練の実施の有無を示し ていないため、同号柱書には該当せず、公開すべきであると判断す る。

b 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記アと同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、当該マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの有無に関する情報については、同 号柱書に該当しないと判断する。

- オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管 6 施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報
 - (ア) 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関は、この点について、これらの情報に該当するということ

のみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設 の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受 けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設 における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条 第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(イ) 防犯設備の確認に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯設備の確認に関する情報は、当時、 県民局所管 6 施設において行われた防犯設備の確認状況が具体的に記載されたもので、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

また、防犯設備の確認に関し具体的記載がない空欄の場合にあって も、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が整っていない 施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、 前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

(ウ) その他の対応に関する情報

当審査会が確認したところ、その他の対応に関する情報は、防犯対策の一環として行われた種々の行為について記載されたものであると認められる。

この点について、実施機関は、これらの情報は前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であるとして、条例第5条第4号柱書に該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、次に掲げる情報については、具体的な防犯体制に関する情報として同号柱書に該当すると認められるが、その余の情報については、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報に当たらず、同号柱書には該当しないと判断する。

a 1頁目表中、第4欄第2項のうち1行目から3行目まで、同欄第 3項及び同欄第5項のうち5行目から7行目まで

b 2頁目表中、第4欄第3項

(5) 部分公開について

審査請求人は、別表1の甲欄及び乙欄に掲げる情報について、他自治体における情報公開手続にあって、電話番号の最初の3桁が公開され、最初の3桁であっても有意な情報であるため部分公開すべき旨主張するため、以下、この点について検討する。

部分公開は、条例第6条第1項に基づき「当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失なわない程度に合理的に分離できるとき」に行うものとされているところ、「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」とは、当該公開請求の趣旨から判断して、当該非公開情報を除いた残りの情報が、当該公開請求により公開が求められる有意の情報である場合を指すと解される。

そこで、本件についてこれを見ると、審査請求人は、情報一切という極めて漠とした公開請求を行っていることにかんがみれば、実施機関が電話番号の最初の3桁について、これを公開することが「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」ものと判断しなかったことに不合理な点はないと認められる。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

(6) まとめ

以上をまとめると、別表 2 に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表 3 に掲げる情報については、これを公開すべきである。

(7) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な

社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(8) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(9) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交

付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張している ため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定 に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法 廷判決(平成4年(行ツ)第48号)が「開示請求者において、本条例9条各 号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、本件処分において非公開とされた情報の内容毎に適用条項を摘示するとともに、その内容に応じ、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号にいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表1

	原処分における非公開情報一覧						
文書区分		文書種別	非公開情報	条例適用条項			
甲欄	B文書	緊急夜間 災害時連 絡先一覧	特定県有施設の管理者の氏名並び にその自宅及び個人用携帯電話の 電話番号 関連法人の担当者の氏名及びその 自宅及び個人用携帯電話の電話番 号	第5条第1号			
			個人用携帯電話の電話番号				
乙欄			関連法人の一般に公開されていな い社用携帯電話の電話番号	第5条第2号			
万欄	〇文書	各設の制各設時体各設力設各設他器況特以入で状入の防、入のの制入のメ置入の設具、定降所の況所夜犯、所緊連、所防ラ状所そ備の、事の施対施間体、施急絡、施犯の、施の、状、件各設応	体制及び県への連絡体制に関する情報 県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報 県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報	第5条第4号 柱書			

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧						
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項			
B文書	緊急夜間 災害時連絡先一覧	特定県有施設の管理者の氏名並び にその自宅及び個人用携帯電話の 電話番号 関連法人の担当者の氏名及びその 自宅及び個人用携帯電話の電話番 号 県職員の氏名とともに記載された 個人用携帯電話の電話番号	第5条第1号			
		関連法人の一般に公開されていな い社用携帯電話の電話番号	第5条第2号			
〇文書	各設の制各設時体各設カ設 各設他器況入の防 入のの制入のメ置 入の設具所を犯 所緊連 所防ラ状 所そ備の施間体 施急絡 施犯の 施の、状	県民局・ 原管 6 施設 数無に 原管 5 職員の 原管 5 職員の 原 5 に の 5 に の 5 に の 6 施設 数無に の 6 に の 7 に の 8 に の 7 に の 8 に	第 5 条 第 4 号 柱書			

別表2<続き>

原処分妥当非公開情報一覧							
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項				
		県民局所管6施設における防犯設 備の確認に関する情報					
O文書 <続き>	特以入で状況	県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 5 行目まで、第 4 欄第 5 項のうち 5 行目まで、7 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項	第5条第4号 柱書				

別表 3

公開すべき非公開情報の一覧							
文書区分	文書種別非公開情報						
又省 位力	各入所施設のそ の他設備、器具 の状況	県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、第 3 欄第 5 項、第 3 欄第 6 項、第 3 欄第 7 項 県民局所管 6 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報					
〇文書	特定事件以降の 各入所施設での 対応状況	県民局所管 6 施設における所属内での会議に関する情報 県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 4 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 4 項、第 4 欄第 5 項のうち 1 行目から 4 行目までの左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項					

審査会の処理経過

年 月 日		処	Ŧ	里	内	容	
平成 29 年 5 月 11 日	0	諮問					
12月11日 (第171回部会)	0	審議					
平成 30 年 1 月 23 日 (第 172 回部会)	0	審議					

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職		備		考
板 垣	勝彦	横浜国立大学	大学院准教	女授			
市川	統 子	弁護士(神奈)	川県弁護士会	会)			
入江	直 子	元 神 奈 川	大 学 教	授			
柿 崎	環	明治大	学教	授	部	会	員
金子	正 史	元同志社大学	学大学院教	7授	会		長
交 告	尚史	法政大学	大学院教	授		職務代 長を兼	·
遠 矢	登	弁護士(神奈)	川県弁護士会	会)	部	会	員

(平成30年2月15日現在) (五十音順)